



令和5年 (2023年) 6月29日(木)

No. 15927 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

- ☆欧州各国の知的財産制度
-第41回- ポーランド(下) (1)
- ☆意匠制度初心者向けガイド みんなの意匠権 (1)
- ☆フラッシュ(特許庁人事異動) (12)

欧州各国の知的財産制度

- 第41回 - ポーランド(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ポーランドの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

関する法令として成立し、その後、1962年に商標法が制定、施行された。この商標法は、1985年、1994年に改正法が施行され、その後、商標に関する規定は、2000年6月30日の工業所有権法(2001年8月22日施行)に包含された。工業所有権法は、2007年6月29日の改正法(2007年11月1日施行)により改正される等、幾度の改正を経て、最近では、2020年7月1日に改正法が施行されている。

2. 総論

ポーランドの商標制度は、1919年に商標の保護に

京都ランチ (5名: うち弁理士3名)
神戸本部 (64名: うち弁理士24名)
上海瀚橋専利代理事務所 (12名: うち専利代理人6名)

創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

弁理士法人 有古特許事務所
ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: office@arco.chuo.kobe.jp
 ■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F TEL: 078-855-5539
 ■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町 481 京染会館4階 TEL: 075-213-5600
 ■上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 21 階 2108 号室 TEL: +86-21-6415-8030
 ■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名